

# 神奈川県立柏陽高等学校PTA規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は神奈川県立柏陽高等学校PTAと称し、事務所を校内に置く。

### 第2条 (目的)

本会は学校と家庭との密接な連絡により、生徒の心身の健全な発達と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 第3条 (方針)

本会は会員相互の親睦と教養の涵養を図り、本会の目的の達成と学校運営への協力を行う。

### 第4条 (会員)

本会の会員は本校生徒の保護者またはこれに代わるもの（以下保護者という）及び本校教職員とする。

## 第2章 会計

### 第5条 (経費)

本会の経費は、会費、入会金、その他の収入によってあてる。

- 2 会費は生徒一人あたり月額250円とする。
- 3 会費の免除については別途定める。

### 第6条 (会費)

会費の額の決定及び変更は総会の承認を得なければならない。

### 第7条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員

### 第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 2名 (保護者)
- (3) 書記 4名 (保護者2名、教職員2名)
- (4) 会計 2名 (保護者、教職員)

### 第9条 (役員を選任)

役員は推薦委員会の指名にもとづき、総会で選任する。

### 第10条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第11条 (役員任務)

会長は本会を代表するとともに会務を総括し、総会及び役員会、運営委員会を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
- 3 書記は総会や委員会の議事を記録し、本会の庶務を行う。
- 4 会計は本会の会計事務をつかさどる。

## 第4章 会計監査

### 第12条 (会計監査)

本会に会計監査2名 (保護者) を置き、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

- 2 会計監査の選任及び任期は役員と同様とする。

## 第5章 総会

### 第13条 (総会)

総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年5月に招集され、次の事項を協議決定する。
  - ア 前年度の事業報告の承認に関すること
  - イ 決算報告の承認及び会計監査報告に関すること

- ウ 新役員及び会計監査の選任に関する事
- エ 事業計画の承認に関する事
- オ 予算案の承認に関する事
- カ 本会の運営に関する事

3 臨時総会は役員会及び運営委員会が必要と認めたとき、若しくは会員の5分の1以上の要求があったときに招集される。

#### 第14条（総会の成立と決議）

総会は会員の3分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

2 総会の決議は出席者の過半数の同意により成立する。

### 第6章 委員会

#### 第15条（委員会）

本会に次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) その他、必要な各種委員会

#### 第16条（運営委員会の構成）

運営委員会は、役員及び各種の委員会の正副委員長、校長、副校長、教頭及び担当センター長によって構成される。

#### 第17条（運営委員会の任務）

運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会の議案の作成
- (2) 必要な各種委員会の設置
- (3) 本会の運営に必要な細則・規定の作成及び施行
- (4) 第9条の規定にかかわらず、会長、副会長、会計監査に欠員が生じた場合の補充

#### 第18条（各種委員会）

各種委員会は会員の中から会長が委嘱した委員及び担当教職員によって構成される。

2 各委員会の正副委員長は当該委員会の委員の互選によって選任する。

### 第7章 規約の改正

#### 第19条（規約の改正）

本会の規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

- 附 則 本規約は昭和45年3月14日から施行する。  
本規約は昭和56年5月14日から施行する。  
本規約は昭和59年4月1日から施行する。  
本規約は昭和60年5月16日から施行する。  
本規約は平成11年5月12日から施行する。  
本規約は平成13年4月1日から施行する。  
本規約は平成20年4月1日から施行する。  
本規約は平成22年4月1日から施行する。

## 細 則

### 第1条 (入会金)

入会金の金額は、原則として運営委員会において定める。

### 第2条 (役員会)

役員会は役員及び校長、副校長、教頭及び担当センター長により構成する。

### 第3条 (推薦委員会)

規約第9条に定める推薦委員会の構成及び運営は次のとおりとする。

- (1) 構成 ア 各種委員会の委員5名及び教職員2名とする。  
イ 推薦委員の互選により委員長を選任する。
- (2) 運営 ア 年度内に委員会を設け、推薦委員の氏名を公表する。  
イ 次年度の役員、会計監査の候補者を公募する。  
ウ 次年度の役員、会計監査の立候補者を含めて人選を行い、定期総会において推薦する。  
エ 推薦委員は役員、会計監査に立候補できない。  
オ 本委員会は、次年度の役員、会計監査の選任をもって解散する。

附 則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

## 慶 弔 規 定

第1条 会員および生徒が逝去した場合は香典10,000円とする。

第2条 教職員が退職・転任する場合は記念品を贈る。

第3条 その他、必要な場合は、役員会で協議して定める。

第4条 本規定はPTA会費をもって運用する。

附 則 本規定は平成23年4月1日から施行する。

本規定は平成26年4月1日から施行する。

## 諸 会 費 免 除 規 定

第1条 神奈川県教育局が定めた入学検定料等免除審査事務における審査方法・基準等を準用し、次の諸会費の徴収を免除できるものとする。

- |           |              |          |
|-----------|--------------|----------|
| (1) PTA会費 | (2) 教育振興費    | (3) 生徒会費 |
| (4) 図書費   | (5) キャリアルーム費 | (6) 後援会費 |

第2条 諸会費の免除審査事務は本校事務室が行う。

附 則 この規定は平成22年4月1日から施行する。